

各 位

会社名 住友不動産株式会社  
 代表者名 取締役社長 高島 準 司  
 (コード番号8830 東証・大証各第一部)  
 問合せ先 法務部長 湯川 貴 史  
 (TEL. 03 - 3346 - 1017)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月17日開催の取締役会において、「定款一部変更について」を平成19年6月28日開催予定の第74期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

## 1. 定款変更の目的

- (1) 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実行を可能とするとともに、株主への利益還元手段の多様化をはかるため、自己株式を取締役会の決議により取得することができるよう、第7条を新設するものであります。
- (2) 経営体制強化のため、あらたに「取締役副会長」を置くことができるよう、現行定款第23条第2項(役付取締役)を変更するものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(新 設)	(自己株式の取得)
第 7 条	<u>第 7 条 当社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。</u>
{ (略)	第 8 条 { (略)
第 22 条	第 23 条
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第 23 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。	第 24 条 (現行どおり)
取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、 <u>取締役副会長</u> 、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
第 24 条	第 25 条
{ (略)	{ (略)
第 32 条	第 33 条

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年6月28日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成19年6月28日(木曜日)

以 上